

平成 30 年 4 月度活動報告

1. 総括

新年度始まりの4月も、皆様のお陰様を持ちまして議員活動に邁進させて頂きました。誠に有難うございました。今月もお世話になっている地域や市民の皆様方から様々のご要望頂きました。特に道路や建造物の経年劣化のご指摘が多く、地域の方々の安全の為に早急な修繕が必要と感じました。直ぐに現場を訪れ写真をとり、その後、役所の担当部局に説明しに行き、担当部局の職員の方々にも現場へ訪れて頂き状況確認をして頂きました。早急に対応できる案件もあれば、様子を視る必要がある案件もありましたが、市の担当部局の方々にも柔軟性のある対応を取って頂きました。市政全体から見ましたら小さな事象かもしれませんが、私はこのような市民の生活基盤に直結している、地域の安全や過ごし易さへの改善をスピーディーに行っていくことが最も大切な行政の仕事の一つであると感じております。まずは、税金を敦賀市に納めている市民の方々が日々、「生活環境が安全になっている」や「子育てがし易くなっている」というように、毎日の生活環境の改善を体感できるような仕事が、市行政の最優先事項であると強く思っております。

また、13日には議員研修会があり、「議会基本条例」を活かし、「二代表制」をしっかりと機能させる事の重要性を学びました。その中で特に次の二項目が心に残りました。一つ目は「(普通)の住民は、よほど環境を整えなければ、わざわざ意見をのべてくれることはないと心得るべき」という前提を念頭に、住民と寄り添う議会を作る為には議会としての市政報告会などの場を積極的に設けるべきであり、また議員としてもそのような場を定期的に持ち、直接住民のご意見を聞ける機会を作るべきという事。二つ目は議会の重要な機能として「コミュニティの維持」という役割がある。議員は住民でなければならず(首長は住所が無くても選挙に出馬できる)、選挙で選ばれたということ以上に住民代表であり、議会こそ首長以上に、コミュニティの維持や地域の持続的な発展に責任をもたなければならない存在という点です。肝に銘じていきます。

2. 会派としての議会改革進捗報告

昨年度より会派として取組んでおりました「政治倫理条例の改正」について、右記の会派(同志会)市政報告チラシを4月下旬に市全域に配布させて頂きました。議論のポイントは「市が発注する業務等の契約に関する規制」であり、議員の公正さや市民からの信頼をより高める為、県内の9市議会中、6市議会が定めている「議員、配偶者、2親等以内の親族が経営、役員をしている企業」は市が発注する業務を受けないという規制です。この規制を敦賀市政治倫理条例に追記すべく、議会運営委員会で議論しておりますが、反対多数で前に進まない状況であります。チラシにも書いていますように、広島県府中市で争われていた2親等規制が合憲か違憲かの判決が平成26年5月に最高裁判所で出され、「請負の制限を2親等以内にする条例は合憲」との判決になりました。このような事実からも、敦賀市としてより議員・議会の信頼を高める為にも必要な規制と考えておりますので引き続き会派にて取組んで参ります。

敦賀市議会 同志会!! ～議会改革への取組み～

2018年4月発行
立石 武志
林 正男
豊田 耕一
堀居 哲郎

ご挨拶

現在、私たち同志会では議員の公正さや市民からの信頼をより得るため、敦賀市議会政治倫理条例の改正を目指し取組みを進めております。長年、敦賀市議会に議論されてきた内容であり、福井県内の自治体の条例を鑑みましても、明らかに敦賀市の政治倫理条例の内容は遅れをとっていると言わざるを得ません。その一番の論点が「請負等に関する制限」であります。我々、同志会と致しましては福井県内多くの自治体と同様の請負等に関する制限として「議員本人や配偶者をもとより、2親等以内の親族が経営する会社についても、その請負契約を締結すること」を定めるべきと考え行動しておりますが、中々前に進まない状況であります。具体的内容につきましては裏面をご一読頂きたく存じますが、先達自治体の状況等も含めまして、市政報告として記載しております。何卒ご高覧賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

先進自治体の状況

1 広島県府中市

広島県府中市では、政治倫理条例に定められている議員2親等規制が憲法に違反するかどうか平成22年11月より法廷で争われ、平成26年5月に最高裁判所の判決で、「議員の公正さや議会の信頼を保つための正当な規制で合憲」と示されました。

私たち同志会では、最終的に最高裁判所まで争われた経緯や、現在の議会や市議員の状況などを確認するため広島県府中市を訪れ、行政視察をさせて頂きました。広島県府中市では市長が先頭に立ち、行政と議員が法廷で最高裁判所までの「議員2親等規制」について争い、最終的には行政が勝訴する形になりました。この視察を通しまして、私たち同志会は、開かれた民主的な市政の発展と透明性のある行政を担保する為にもこの「請負等に関する制限」が必要であると確信を致しました。



2 茨城県常陸太田市

常陸太田市の政治倫理条例の内容は、議員自らを律するものであり、市議会議員の「資産公開」も義務付けられています。また、政治倫理条例案を策定する過程で市長等も含めた条例案にすべきとの意見が出た協議の結果、市長等を含めての条例が制定されました。また、茨城県常陸太田市の政治倫理条例にも、市の契約請負に関する制限が「市が行う契約に関する遵守事項」として次のように定められています。

- ①市長等及び議員が役員をし、継続的に一定の収益事業を行っている法人、その他の団体(個人が経営し、運営するものを含む)
 - ②市長等及び議員が実質的に経営又は運営に携わっている法人は、一般競争又は指名競争入札参加資格を申請することができない。
 - ③市長等及び議員の配偶者並びに血族の2親等以内または同居の親族が役員をしている法人等についても同様とする。
- 常陸太田市の担当部局の見解では、敦賀市の政治倫理条例の内容は、かなり良いものであるとの認識でありました。私たち同志会と致しましては、市民に信頼される市議会にしっかりと「請負等に関する制限」の条文を追加できるよう敦賀市議会政治倫理条例の改正に向けて取組んでおります。

発行責任者：同志会 〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
編集責任者：立石武志 林正男 豊田耕一 堀居哲郎

以上